

## 高額医療

### 国民健康保険と後期高齢者医療 制度に加入の方へのお知らせ

#### ◆高額医療・高額介護合算療養費 制度

この制度は、医療保険と介護保険の自己負担額が著しく高額になる場合の負担を軽減するための制度です。

世帯内の同じ医療保険の加入者の方全員の「医療費の自己負担額」と、「介護保険サービスの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合計した金額が、「介護合算算定基準額(下表)」を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

#### ※注意すべきポイント

- 世帯で、医療または介護の自己負担額のいずれかが0円の場合には対象となりません。
- 支給額が、500円未満の場合には支給されません。

#### ◆申請手続き

基準日(7月31日)時点で、加入する医療保険により支給申請の手続きが異なります。

#### ①幕別町の国民健康保険もしくは

#### 後期高齢者医療制度の場合

■平成20年4月から平成21年7月の対象期間中に保険の変更がない場合 ⇩ 下記の窓口へ申請します。支給の対象となる方には、1月下旬頃に申請手続きのご案内をします。

■対象期間中に町外から転入された方や75歳に到達された方、他の医療保険に加入されていた場合 ⇩ 以前に加入していた医療保険や介護保険で自己負担額証明書の交付を受け、下記の窓口へ申請します。(他の医療保険や他市町村の介護保険の自己負担額が把握できないため、申請の案内ができない場合があります。)

#### ②①以外の場合

■基準日に加入している医療保険者へ申請してください。

ただし、対象期間中に幕別町の国民健康保険や後期高齢者医療制度、幕別町介護保険に加入している期間の自己負担額がある場合は、申請により自己負担

額証明書を発行します(介護保険のみ自己負担額がある場合は、保健福祉センター内、保健課介護保険係(☎【幕】54-3811)に自己負担額証明書の交付申請をすることになります)。

#### ◆申請窓口

町民課国保医療係・高齢者医療係、札内支所、忠類総合支所住民課

#### ◆問い合わせ先 町民課国保医療

係・高齢者医療係(☎【幕】54-6602)

#### 介護合算算定基準額とは

毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算しますが、平成20年4月から制度が開始されたため、初年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16カ月間の合計額で計算します。その場合の基準額は、表の( )内の金額です。

### 介護合算算定基準額

#### 【70歳から74歳の国民健康保険加入者】

所得区分	国保+介護保険
現役並み所得者	67万円 (89万円)
一般	56万円 (75万円)
区分Ⅱ	31万円 (41万円)
区分Ⅰ	19万円 (25万円)

#### ■現役並み所得者

住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる方。

#### ■一般

現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。

#### ■区分Ⅱ

世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の方。

#### ■区分Ⅰ

世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の方のうち世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方。

**【70歳未満の国民健康保険加入者】**

所得区分	国保+介護保険
上位所得者	126万円 (168万円)
一般	67万円 (89万円)
住民税非課税世帯	34万円 (45万円)

- **上位所得者**  
国保被保険者世帯全員の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯の方。
- **一般**  
現役並み所得者、住民税非課税世帯以外の方。
- **住民税非課税世帯**  
世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の方。

**【後期高齢者医療制度加入者】**

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	67万円 (89万円)
一般	56万円 (75万円)
区分Ⅱ	31万円 (41万円)
区分Ⅰ	19万円 (25万円)

- **現役並み所得者**  
住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる方。
- **一般**  
現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。
- **区分Ⅱ**  
世帯全員が住民税非課税の方。
- **区分Ⅰ**  
世帯全員が住民税非課税の方のうち世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

**今月号から広報紙の紙面が一部変わりました**

幕別町では、平成21年度より、広報モニター制度を実施しています。モニターの皆さんから寄せられた「ページ数が多すぎて読みにくい」という意見に対応するため、今月号からお知らせの見出しを小さくしたり、くらしのカレンダーを移動するなど紙面構成を一部変更しています。今後も読みやすい広報となるよう改善してまいります。

◆ **問い合わせ先**  
企画室企画情報担当  
(☎【幕】54-6610)

- ◆ **対象**  
どなたでも出席できます。年齢も問いません。
- ◆ **主な内容**  
■ 後期高齢者医療制度について  
■ 平成22年度と平成23年度の新しい保険料率について
- ◆ **日時**  
1月14日(☎) 午後2時～4時
- ◆ **場所**  
とがちプラザ  
(帯広市西4条南13丁目1番地)
- ◆ **申し込み**  
特に必要はありませんが、会場の規模により定員になり次第、入場を制限させていただきます。
- ◆ **その他**  
同様の住民説明会を、2月中旬に、幕別町(町民会館)で開催予定です。詳細については、広報まぐべつ2月号でお知らせします。
- ◆ **主催**  
北海道後期高齢者医療広域連合
- ◆ **問い合わせ先**  
北海道後期高齢者医療広域連合  
(☎011-290-5601)  
町民課高齢者医療係(☎【幕】54-6602)

**後 期  
高 齢 者**

**後期高齢者医療制度の  
住民説明会を開催します**